

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十七年八月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
オフィス・ 援有限会社	大阪市北区東天 満一―六―一六 ケイコウ東天 満二〇五号	いき生きデ イセンター わが家	吉野郡大淀町 大字桧垣本一 〇一〇番地の 一五三	児童発達支 援	平成二十 七年八月 一日
有限会社ビ ーハイブ・ コーポレー ション	大和郡山市城町 一七九九番地一 一	ギブアンド テイク・ハ ウス	大和郡山市城 町一八〇五― 六	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 七年八月 一日
一般社団法 人福祉環境 促進協会	生駒市大門町二 一八番地一	さくらんぼ	生駒市大門町 二一八番地一	放課後等デ イサービス	平成二十 七年八月 一日